

# ハートパル

2018年  
3月  
190号

## 薬物やアルコールなどを使用した 性犯罪・性暴力って？

### こんな被害が起きています

#### Case 1 飲みものや食べ物に薬が混入される場合

- ・カラオケボックスで、トイレに立った後、残っていた飲み物を飲んだら、意識がもうろうとし、気が付くと服を脱がされていた。
- ・仕事の打合せの際に出された飲み物を飲んだら、急に眠くなり、下半身の違和感で気が付くと、服を脱がされた状態で床に倒され、裸の人が自分の上に乗っていた。



#### Case 2 お酒を無理矢理すすめられて…

- ・サークルの飲み会で、先輩からお酒をすすめられ、断れずに飲み続けていたら、身体がだるくなり、気が付くと複数の人に囲まれ、胸や下半身を触られていた。



#### Case 3 よく効く頭痛薬だからという手口も！

- ・人からよく効く頭痛薬だとすすめられて飲んだら、気持ちが悪くなって、体が思うように動かなくなり、服を脱がされて複数人と…。また、その様子を動画に撮られた。



### その時、「何かおかしい」「いつもと違う」と思いませんか？

- ・いつもなら酔わない量なのに、酔いの回りがとても早かった。
- ・急に耐えられないほど眠くなった。
- ・からだが思うように動かなくなった。だるかった。気持ち悪かった。
- ・意識がもうろうとした。
- ・記憶がない。記憶が途切れ途切れであいまいだ。
- ・記憶はないけれど、いつもはしないような行動をしていたようだ。

### それって犯罪かも！

睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、セックスをするなどという性暴力の被害が起きています。相手が抵抗できない状態で、性交やわいせつな行為を行うことは、性別を問わず刑法の処罰の対象となります。

#### 関連条文

- 「刑法第七十六条 強制わいせつ罪」
- 「刑法第七十七条 強制性交等罪」
- 「刑法第七十八条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪」

### 自分を責めないで

「お酒を飲んでしまったから」「誘いを断れなかったから」「逃げるチャンスはあったのに、逃げるができなかった」「自分が不注意だった」などと、自分を責めないでください。

薬物などを使った性犯罪・性暴力は計画的で卑劣な行為です。被害にあったあなたの責任ではありません。逃げることや、抵抗することが難しい場合もあります。自分を責める必要はありません。

### まずは相談を！

- ・性犯罪被害相談電話共通番号 **#8103**  
※もよりの性犯罪被害110番につながります。
- ・性暴力被害者支援「サポートながさき」  
専用ホットライン  
**☎ 095-895-8856**

(月～金 9:30～17:00)

※専門の女性相談員が対応します。  
※プライバシーは守られます。

※詳しくは、内閣府男女共同参画局のHPをご覧ください。  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dfsai/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dfsai/index.html)

## 「働く女性のライフステージと健康」

## 講座報告

## 人権啓発事業「ドメスティック・バイオレンス予防講座」

2月25日(日)、講師に東京銀座で相談施設「メンタルサポート アレーズ」を開設している伊藤厚子さんを迎え、女性が継続して健康的に職業人生を送ることができるよう、女性の身体とこころやストレスマネジメントについて学習しました。

講話では、女性の健康にはホルモンが影響すること、その大敵であるストレスを溜めないことが大切だと話され、対処法の紹介もありました。



毎年3月1日から3月8日は「女性の健康週間」です。



女性が生涯を通して健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場(家庭、地域、職域、学校)を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で支援することが必要です。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。

女性一人ひとりが、自らの健康に関心をもち、定期的な健康診断や検診を心がけましょう。

当センターでは毎年、市内の中学・高校等を対象に人権教育の一環として、若い世代に向けた「ドメスティック・バイオレンス予防講座」を開催しています。

交際中のカップルの中で起こる暴力を「デートDV」といいます。内閣府の調査では交際している4~5人に一人がデートDVを受けているという結果がでています。

講座では、人権に対する理解を深め、尊重しあえる関係づくりの大切さを学びました。



毎年3月8日は「国際女性の日」です。



1975年、女性の権利と世界平和をめぐす日として、国連によって定められました。女性たちが、平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティにおける地位向上によって、どこまでその可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う機会として設けられた記念日です。

毎年3月10日は「農山漁村女性の日」です。



21世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力発揮を促進することが目的です。

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を企業の技術やアイデアなどに結び付け、商品やサービスなどにつなげる取組「農業女子プロジェクト」が動いています。



**男女共同参画推進センター**

# 女性のための相談室

**0957-54-8715**

・電話相談 ・面接相談 (できれば事前にお電話を)  
・月曜~金曜 午前9時~午後5時

秘密は守ります 無料です

### 【連絡先・問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL: 0957-54-8715 FAX: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

[利用時間 9:00~22:00 問合せ時間 8:30~17:30]

